

議案第三十四号

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則

文化財保護法施行細則（平成十四年秋田県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十九条」を「第百八十四条」に改める。

第三条第一項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第四条第一項中「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第五条第一項中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第六条第一項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

第七条第一項中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

様式第二号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

様式第三号中「第57条の2第1項」を「第93条第1項において準用する第92条第1項」に改める。

様式第四号中「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改める。

様式第五号中「第57条の5第1項」を「第96条第1項」に改める。

様式第六号中「第57条の6第1項」を「第97条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年七月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第百八十四条及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）</u>第五条の規定により秋田県教育委員会が行うこととされた事務を管理し及び執行するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査のための発掘に関する届出)</p> <p>第三条 法第九十二条第一項の規定による届出は、調査のための発掘に関する届出書（様式第二号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(土木工事等のための発掘に関する届出)</p> <p>第四条 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出は、土木工事等のための発掘の届出書（様式第三号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知)</p> <p>第五条 法第九十四条第一項の規定による通知は、土木工事等のための発掘の通知書（様式第四号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(遺跡の発見に関する届出)</p> <p>第六条 法第九十六条第一項の規定による届出は、遺跡発見</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第九十九条</u>及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）<u>第五条</u>の規定により秋田県教育委員会が行うこととされた事務を管理し及び執行するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査のための発掘に関する届出)</p> <p>第三条 法第五十七条第一項の規定による届出は、調査のための発掘に関する届出書（様式第二号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(土木工事等のための発掘に関する届出)</p> <p>第四条 法第五十七条の二第一項において準用する法第五十七条第一項の規定による届出は、土木工事等のための発掘の届出書（様式第三号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知)</p> <p>第五条 法第五十七条の三第一項の規定による通知は、土木工事等のための発掘の通知書（様式第四号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(遺跡の発見に関する届出)</p> <p>第六条 法第五十七条の五第一項の規定による届出は、遺跡発見</p>

2 の届出書（様式第五号）により行うものとする。
略

（国の機関等による遺跡の発見に関する通知）
2 第七条 法第九十七条第一項 の規定による通知は、遺跡発見
略 の通知書（様式第六号）により行うものとする。

2 の届出書（様式第五号）により行うものとする。
略

（国の機関等による遺跡の発見に関する通知）
2 第七条 法第五十七条の六第一項の規定による通知は、遺跡発見
略 の通知書（様式第六号）により行うものとする。